

一般社団法人長崎県社会福祉士会
講師料等支払規程

規程第2号

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人長崎県社会福祉士会（以下「本会」という。）が主催する研修事業、セミナー事業等において、講演、講義等を行う講師に対する講師料、その他の謝金についての基本的な基準を定めることを目的とする。

(講師の分類定義)

第2条 この規程において、「講師」を次のとおり分類定義する。

- | | |
|----------|---|
| (1) 内部講師 | 公益社団法人日本社会福祉士会本部研修の伝達研修講師、本会委員会内部での勉強会講師等、本会が独自の事業を自主的かつ主体的に執行する場合における会員の講師 |
| (2) 外部講師 | 前号以外の場合で、外部に依頼する講師 |

(外部講師の基準)

第3条 本会が招聘しようとする外部講師を次の基準により区分する。

- | | |
|------------------------|--|
| (1) 特別講師基準 | 評論家、作家等の社会的な著名人 |
| (2) 大学講師基準 | 大学（含む短大・養成施設）教授 |
| (3) 専門講師基準 | 特に高度な専門的資格・知識を有する者
(医師・弁護士・税理士・公認会計士・司法書士等) |
| (4) 上記(1)(2)(3)以外の講師基準 | |
| (5) 行政職講師基準 | 国及び都道府県並びに行政職員に準じる職員 |

2. 前項の基準によりがたい場合は、本会理事会の判断に基づき決定するものとする。

(講師料の支給額)

第4条 講師料は、前条に規定する格付けによって別表1のとおり支給するものとする。

2. 前項の規定を上限として、これによりがたい場合は、本会会長にはかり、決定するものとする。

(講師料の時間単位)

第5条 前条に規定する講師料は、あらかじめ講師に依頼し合意したプログラムにおける講義時間について、30分間を1単位とし算定するものとする。

2. 前項の規定にかかわらず、設定時間が1単位に満たない場合は、3分の2単位を下限として講師料算定の基礎とする。

(講師料の支払方法)

第6条 講師料の支払に当たっては、講師の所得税分を源泉徴収した上で、その残額を支払うものとする。

2. 前項の規定にかかわらず、講師が法人として講師料を受領する場合は、源泉徴収は行わない。

(講師の旅費)

第7条 講師の旅費は、原則として、最も合理的な順路によって要する交通費の実費を支給する。

2. 講師の宿泊費については、実費を支給することができる。

3. 講師がやむをえない事情によりタクシーを利用した場合は、タクシー利用料金の実費を加算するものとする。

(その他の謝金)

第8条 その他の謝金については、別表2のとおり支給するものとする。

2. 前項の規定にかかわらず、これによりがたい場合は、本会理事会にはかり、決定するものとする。

(委任)

第9条 この規程に定めるほか、必要なことは、理事会の議決を経て、別に定める。

(改廃)

第10条 この規程を改廃するときは、理事会の承認を得なければならない。

附則

1. この規程は、平成21年4月1日から施行する。

2. 平成 26 年3月23日改正

3. 平成 26 年 4 月 1 日改正

(別表1)

1. 外部講師

区 分	1 単 位 (30 分) の単価【注1】	旅 費	備 考
(1) 特別講師基準	理事会決定額	実費	【注2】
(2) 大学講師基準	4,500 円	実費	
(3) 専門講師基準	4,500 円	実費	
(4) 上記(1)(2)(3)以外の講師基準	3,500 円	実費	
(5) 行政職講師基準	なし	実費	必要により宿泊費支給 実費宿泊費支給なし

【注1】 (3)～(4)の単価は上限とする。

【注2】 講師の知名度、社会的な慣行等を考慮し、理事会にはかり決定した額。

2. 内部講師

区 分	1 単 位 (90 分) の単価【注1】	旅 費	備 考
(公社) 日本社会福祉士会受講者の伝達研修 講師	なし	実費	
委員会内部での勉強会講師	なし	なし	
研修会(一般参加 あり)の講師	実務者・経験者その他 3,500円	実費 実費	

(別表2)

3. その他の謝金

区 分	1 単位 (30分) の単価【注1】	旅 費	備 考
(1) シンポジスト・パネラー謝金	4,500円	実費	
(2) コーディネーター・座長謝金	4,500円	実費	
(3) 事例提供謝金	3,000円	実費	